

○議長（一條 光君） 通告3番、8番吉岡博道君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔8番 吉岡博道君 登壇〕

○8番（吉岡博道君） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、加美町の組織機構改革について一般質問を行います。

以前より大分改善されたとはいえ、厳しい財政状況や職員定数化推進に伴い、予算や職員数の減少に対応する必要性のほか、行革の視点に基づいた本町の組織機構の見直し、改革を行う必要があると思われませんが、町長、教育長に見解を伺います。

加美町の現状の組織機構は、3町合併時における旧町の組織機構を調整して編成しております。その後、合併後8年が経過し、これまで組織の一部見直し、指定管理者制度などが導入されましたが、今後、施策実現に向けた取り組む上での組織としての課題や問題点の整理、また類似団体との比較検証を行うことによりまして、組織としての再編成の検討が必要な時期となっていると思われまます。

加えて、町長の施政方針の中で示されたように、定員適正化計画に基づき合併時の職員399人から112人削減し、平成25年4月には287人となり、計画を上回る削減数で推移すると示され、また一般職員の人件費につきましても削減が進み、平成21年度の決算額約24億4,000万円で、平成15年決算と比較しても4億3,000万円の削減となっています。このように、総人件費や職員数が減少する中であっても、行政需要の多様化、住民ニーズの高度化などへの迅速で効果的な事務推進体制が求められておりますが、課の統廃合をも含めた再編の考えをお聞きします。

次に、係間事務事業の格差、繁閑期職員配置の硬直化など、これまでの係制が抱える課題や係間の壁が取り払われ、複数の職員での協働体制が従来以上に可能になるグループ制の検討も必要と思われまますが、その考えを伺います。

次に、加美よつば農協と連携し整備を進めてきた小野田庁舎、宮崎庁舎につきましても、農協の小野田・宮崎両支店が3月14日にオープン、式典を開催する運びとなり、それぞれの地域の拠点施設として住民の利便性を高め、地域の活力につながるよう期待されるようですが、支所の有効活用計画による本庁舎建設後の有効活用、あわせて両支所の事務分掌や決裁権限の明確化をどう図っていくか伺います。

次に、平成17年度に策定されました行政改革計画も平成22年度で終了するわけですが、施政方針では、今後は行政評価システムに移行し、あらゆる行政活動についてその目的と成果及びコスト面から評価を行い、さらなる改革や改善につなげていくと示されています。行

政評価システム導入につきましては平成22年度から一部施行を含め進めてきているわけですが、このシステムをさらなる行政改革の推進にどう結びつけていくか実施方法を伺いますとともに、コスト意識や成果重視など、経営感覚を持った経営型行政運営の取り組みについて伺います。

以上、少子高齢化や地方分権の進展など、社会情勢の変化に伴う新たな政策課題に迅速に取り組み、多様化、複雑化する町民ニーズに的確に対応できる組織機構づくりが求められていると思いますが、その対応を伺います。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 吉岡議員から、組織機構の改革についてということで、具体的な指摘を交えて御質問をいただきました。暫時お答えを申し上げたいと思いますが、合併して8年を終えようとしております。この間の取り組み、前の町長さんから引き継いだもの、これを踏襲して、当時の目標に着実に近づいているという認識、このことについては施政方針でも述べさせていただいたとおりでございますけれども、まず、この総人件費、職員数が減少する中において迅速な事務処理が求められていると、課の統廃合も含めた再編計画はあるのかというような御指摘でございます。

まさしくそのとおりでございまして、一つは、10年を一つの区切りとしてそれぞれ計画がなされておるということ。これも一つの節目をにらんだ取り組みをしていかなければならないということで、これまでもいろいろな角度から検討しながら進めてきたということでございます。行政改革の視点からちょっと振り返ってみたいと思いますが、合併協定の考え方を踏まえまして定員の適正化計画を作成したこと。さらに、平成17年12月の行政改革大綱の基本方針によりまして、18年3月に策定いたしましたこの実施計画の中で組織機構の改革と定員管理の方向性を掲げております。これに基づいて進めてまいったということでございます。この基本的な考え方をベースに、事務事業の見直し、専門職員の方向性、公務員制度改革の動向などを検討して、定員管理の指標あるいは類似団体との比較などを考慮しまして、平成23年度中に新たな組織機構の見直しを計画を策定をしたいと考えております。

課の統廃合も含めた再編はということもお尋ねをいただきました。これは、窓口業務を初め、町民の皆さんがそこである意味でのワンストップサービスができるような体制というのが一番私は望ましいものだというふうに思っております。しかし、今の役場の状況を見ますと、ある意味で分散している状況でございます。これは当然効率を考えた場合に、そういったものの足を運ぶ町民の方々がお出でをいただいた場合に、そこで1カ所で用足しができることが一番望

ましいんだろうというふうに思います。したがって、これは、今の庁舎においてはスペース的な問題でとてもとても無理なことは御案内のとおりでございますから、新しい庁舎の建設をするということによって再編も含めた課の設置も当然考えていかなければならないというふうに考えておりますので、事務事業など等整理をしながら、将来を見据えた形で進めてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

また、グループ制導入の検討はということでございまして、これは、必要に応じた柔軟な編成をしてやればもっと効率が上がるという部分がございます反面、事務配分の合理性等、これが、忙しいところと忙しくないところと言ったら語弊があるんですけども、その職種によって差があるということも否めない事実でございまして、事務量の格差が問題になってくるわけございまして、この係間の壁が取り払われる複数の職員で協業体制を敷くというようなことができればこれはメリットとして挙げられるだろうと思います。反面、デメリットとして、この責任の所在がどこにあるんだということになった場合に、今の体制から考えると一抹の不安が残るということも否めない事実としてあるわけでございます。いずれにいたしましても、業務の目標、進行管理が問題でございますから、課長などのマネジメントあるいは職員の意識改革がなければデメリットの方が強くなるんじゃないかという懸念をしているところでございます。

県内を見ますと、宮城県あるいは東松島などでは班制を敷いているということでございまして、非常にわかりやすい形かなとは思ってございますが、県の制度を見た場合に、係制から班制に変わっただけで、現状ではこの評価もちょっと難しい状況にあるというふうに思いますし、検討をするのに時間が必要かなというふうに思っております。

しかし、組織としてどういった体制がいいのかということは、先ほども申し上げた意識改革も含めて大事な課題として検討していかなければならないと思っております。

それから、支所の事務分掌や決裁権限の明確化ということで御指摘をいただきました。JA加美よつばとの連携、本庁舎建設後の有効活用をどうするんだということでございますが、小野田・宮崎両支所長の決裁権限というものは本庁の課長と同等の決裁権限であるわけです。しかしながら、支所の事務分掌は本庁各課にまたがることから、先ほど佐藤善一議員からもこのことを御指摘いただいたんですが、支所では用が足せないといったようなことを耳にすることがあるということでございます。道路の維持修繕などについては、予算を配分しながらそれぞれの支所で対応できるように進めておりますし、組織機構の見直しの中で支所機能について検討していかなければならないことだというふうに思っております。

それから、これは試行の一つの試案みたいなものでございますけれども、これから10人以上退職者が続いていきます。そうした場合に、この支所に、名目はいろいろ考えていいと思うんですけども、地域相談の専門員というような形でOBを配置をしていくというようなことも一つの案として考えられるのかなと。要するに地域住民の相談窓口というような考え方もあるのかなというふうに思っております。

なお、この支所庁舎につきましては、当然新庁舎建設後にさらなるスペースが生まれるわけです。この14日にオープンします加美よつばの支店も入るということでございますけれども、その他の公共団体の利用、地域住民の活動の拠点として活用できる部分、そうしたことが地域の活力となって農村集落の活性化の連携という役割もこの支所が担っていくという形になれば一番いいのかなと思っております。

それから、経営型行政運営の取り組みについてということでお尋ねをいただきました。何事も、仕事をする場合に、費用もかかるし人手もかかっているのにその効果というのはどういふふうに出てくるのやということになるわけでございます、いわゆる成果が求められる時代であります。こういった場合に、経営型の行政運営という考え方で先ほど御提案を含めて質問をいただいたと思っておりますが、御案内のとおり、行政評価、試行をしながら今進めておりますけれども、この行政改革ということは、これで終わりということはないわけでございます、これからは職員の意識改革を進めながら、民間の発想も取り入れて行政を経営するという視点を当然とっていかなければなりません。町民のニーズにこたえてその満足度を高めていくということを根底に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、新たな政策課題に取り組み、多様化する町民ニーズに的確に対応できる組織機構づくりが求められているということございまして、まさしくそのとおりでございまして、政策推進室を設置したり、子育て支援の一つとして23年度から認定こども園を設置したり、的確な面からの組織対応あるいは住民ニーズへの対応をしてきたところでございますが、平成23年度中に組織機構を見据えた定員管理計画を策定することといたしております。これからの10年、さらにその先10年というふうに将来を見据えて、「加美町は一つ」という理念を実現をするためにいろいろな角度から検討を行って組織機構の見直しを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、吉岡議員初め、議会の皆様の御理解をいただきたいと思うところでございます。

以上、質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（一條 光君） ここで脱衣を許可いたします。

教育長。

〔教育長 土田徹郎君 登壇〕

○教育長（土田徹郎君） それでは、御質問に対して、教育長としての立場ということでお答えをいたします。

自治法から、「市町村長は、市町村を統括し……」とずっとありますが、教育に関する事務も含まれると。そしてそのことから、すべての権限は市町村長にあるものというふうに理解をしているところでございます。その中で、「行政委員会またはその補助職員等に長の権限に属する事務の一部を委任し……」とありますが、そのことによって、教育委員会に対する委任並びに補助執行の主なものは次のようになります。一つは、教育委員会関係の予算の編成要求。二つ目が、やはり教育委員会関係の歳出予算の執行。三つ目が、国庫支出金等の申請、調査及び報告。四つ目が、寄附の受納。五つ目が、公民館等の使用料の徴収及び減免。六つ目が、奨学金の貸し付けなどというふうになっております。以上のことから、教育委員会としましては事務関係が主なものであり、組織機構改編については権限を有さないということをまず御理解願いたいと思います。

しかし、全体の組織機構改編に対する協議等があった場合、意見を求められるというのであれば、積極的に参加し、取り組んでいきたいと思っております。

私の見解としましては、現在、教育委員会事務局は3課で構成されております。しかし、合併当初は2課で始まったことを聞いております。また、出先機関である地区の公民館、体育施設等も23年度からはもう指定管理者制度へ移行ということになりました。今後さらなる職員の削減等が行われるということで、事務局並びに出先機関、例えば図書館、文化会館等の組織機構改編並びに指定管理者制度への移行も視野に入れ考えていかなければならないものというふうに思っております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（一條 光君） 8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 一問一答方式でございますので、若干掘り下げて、また細かい点について再質問したいと思います。

課の統廃合も含めた組織再編についてはなかなか具体的な前向きな答弁がなかったわけですが、そういった中で、行革の中でも、組織再編ということでこれが検討されたかどうかちょっとお聞きします。

1点目、窓口業務の一本化ですね。これは住民サービスの向上を図るために町民課と税務課の統合について検討されたかどうか。それから、社会基盤に関する部署の一元化により効率的、

効果的なまちづくりを推進するため、建設課と上下水道課を統合するなど、具体的な組織再編についての現状、これからの取り組みについて伺います。

また、教育長からは、その権限にないということですが、やはり教育委員会部局としてのひとつ考えをお聞きます。

教育委員会部局につきましては、先ほど答弁の中にありましたように、合併当時は二つの課、そして四つの課、また三つに戻り……、三つに戻りというよりも三つ、現状は3課でございます。こういった変遷の経過になっているわけですが、やはり私は合併当時の2課が望ましいと思います。つまり教育総務課と生涯学習課、その辺の教育長の見解を伺います。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 総務課長、お答えします。

まず、行政改革実施計画の中での今までの課等の検討経過ということでございますが、ただいま御説明ありました定員管理計画、それも行政改革の中に入っております、25年度に287名までもっていきますよという形の中で、組織機構の改革という中で、ただいま御指摘ありました税務課と町民課を統合して住民課にするという形の検討を、新庁舎等の建設と一緒にそれが行革の中で検討されてあらわされています。

あともう1点の、建設課と上下水道課、これを一緒にするというのも行政改革の実施計画の中の検討事項としてっております。そして、中に公営企業室を配置するという形で今の組織機構の中にそれが組み込まれています。

それから、もう1点ございました教育委員会関係になりますけれども、2課ですね。体育振興課、教育総務課。今の体育振興課と文化振興課、これを一緒にして教育委員会を2課にする。これも今の現在の25年度の組織機構の中に盛り込まれて、今現在これを見直しすると。ただ、先ほど来町長おっしゃっていましたように25年度の計画でありまして、その後の10年の計画につきましてはさまざまな視点で検討を加えていきたいという形でございます。

○議長（一條 光君） 教育長からも答弁必要ですか。（「いや、いいです」の声あり）

吉岡博道議員。

○8番（吉岡博道君） 今、総務課長の方から、これは新庁舎建設後の組織機構ということでよろしいですか。生涯学習課を2課にするという……、そのように受けとめてよろしいですか。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 平成25年度の目標として今、定員管理化が動いています。ですから、25年度に庁舎できたときの目標の計画でございます。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 私もそういった課のあり方、大変賛成します。どうか生涯学習計画も含めて、生涯学習課で一元化あるいは一本化して体制づくりを進めまして積極的に生涯学習教育を進めていってほしいと思っております。

そういったことで、この組織再編につきましては庁舎建設と大きくかかわってくると思います。庁舎建設の準備室長に伺います。

これはやっぱり庁舎建設を機に既成概念にとらわれない柔軟な発想に基づいた組織のあり方が求められていると思います。この新庁舎の規模ですね。これ算定根拠となっているのは本庁舎に勤務する職員数、これはたしか177人だったと思っておりますが、これ導入する部署と職員数につきましては、特別職3名、執行部門が35名、窓口部門が68名、一般業務部門38名、独立機関部門27名、公営企業部門6名、計177。これを平成25年4月から予定しているとしていますが、その変更はありませんか。予定としての変更はありませんか。

○議長（一條 光君） 庁舎建設準備室長。

○庁舎建設準備室長（猪股清信君） 庁舎建設準備室長です。

私どもとしましては、新庁舎に入る予定の組織、人数であれば177名、その資料に基づいて配置計画それから事務室のスペース、そういうものを行っておりますので、私どもの方から組織機構がどうのこうのということは答弁できません。よろしいでしょうか。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） そのとおりだと思います。ただ、私がちょっと質問したのは、職員の適正化計画ですね。これとちょっと見てみますとかなり整合性がとれていない部分が、職員の数ですね、見られると思うんです。それで、今現在のそれぞれの部署の現有職員数と、それから25年4月に予定されている数、これは、見てみますと減っているところもありますしふえているところもあるんだね。相対的には若干減っているように感じますが、やっぱりこの177人、もう少し減らしていかないとちょっと職員適正化計画と整合性がとれてこないのではないかという思いがして今質問しました。それ答弁できますか。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 新庁舎の関係のその資料のもととなっておりますのがこちらの定員管理計画、組織機構。そちらをもととして今現在のものをベースにしています。先ほどお話ししましたように、そういう定員管理計画をつくりまして25年度を目標につくっていると。その計画については順調に推移してきていると、より以上に進んできているということでございます。

す。

ただ、新庁舎ができ上がって、その後のものですね。それが関連するものでちょっとだけ述べさせていただきたいんですけども、それについては若干今からの検討課題であって、23年度中にさらに見直ししたいと申し上げたわけでございます。今の計画、25年度の計画が根本的に間違っているということではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

ただ、今後のことにつきましては、やはり庁舎に入らない技術者、保育士、専門職、それらと住民の関係、あるいは国の定年関係の国の動向、定年延長とかそういうのが出てきていますので、そういう関係。それから、何よりも住民ニーズ。行政評価と結びついた事務量の確保、それから適正化と。あと先ほど来お話がありました他町等類似団体との比較。今現在の類似団体の比較では、ちょっといろいろありますけれども、ちょっと資料がないと説明しにくいところがあるんですけども、大体15人ぐらい多くなっているというような御理解をしていただければ。合併した町村、合併しない町村を含めてですね。そんな形もすべてを参考にしてつくっていくということになりますので、今のベースは25年度の今のある定員管理計画で庁舎だけのをつくっているということですので、よろしくをお願いします。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） グループ制ですが、これは町長からも答弁いただいたわけですが、やはり率直に申し上げて、厳然にかかわりの中での事務事業の格差、やはり大変忙しいところとそうでないところがあると思います。また、忙しいときと暇なとき、これは1年通しても必ず出てくると思います。やっぱりそういった職員をうまく流動的に動かして行ってほしいわけですが、庁内の全職員を対象にしたそういった業務量の調査なんかは行われているかどうか。それから業務の季節的な変動状況、これ見えるようにしなければならぬと思いますが、そういった調査なり、それらに対する対応策みたいなのをとっておられるか伺います。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） それにつきましては、遅いって言えば遅いんですけども、先ほどまず行政評価の一つの大きなポイントになりまして、それぞれの事務事業をその職員がどのように達成したか、それから事業ごとに全部点検するシステムをことしから試行にして、これも早い時期に、これを最もサービス、ニーズに合った事務事業を選択しながらきちんとやっていくという形で今試行に入っているということでございます。

あと班制のことにつきましてはですけども、確かにメリット、デメリットございまして、先ほど町長説明したとおりでございます。そういう行政評価と相反するようなちょっと事務事業



の評価も、個人として、全体ですね、バランスがとれないという問題も出てきますし、宮城県がやってしばらくたつんですけれども、各市町村がよいものであればすぐに、もうとっくに追従しているわけなんですけれども、残念ながらそういうことに至っていないということもありますので、先ほど言ったとおり、否定はしませんけれども、検討は続けたいということだと思います。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

それから、コスト意識や成果重視、こういった経営感覚を持った経営型行政運営にぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

それに関連して行政改革の実施計画、これ後期の3年が平成22年度で終了します。今後のこの行革の進め方、これにつきましても施政方針で町長より示されたわけですが、行政評価システム、これに移行するというございますね。22年度に行政評価システムについては試行的に推進を図ってきたわけですが、23年度からの行政評価システムの具体的な実施方法、導入、手順などをお聞きします。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 政策推進室長、お答えいたします。

23年度からの行政システムの進め方ということでございますけれども、今年度、システムを導入いたしまして試行を行いました。その中で、事務事業としまして199の事務の洗い出しとございますか、目的、それから成果、目標ですね、そういうものを職員にさせていただいたわけです。23年度に関しましては、今年度やりました事務、その中身の精査をやっていきますし、それから、今年度行いました試行に関しまして不都合とか改善点があればそれを改善しながら、来年度に向けてまた新しい事業があればそれに取り組みますし、今の事業をもっともっとどこ部分を改善すればいいのかという改善策も来年度以降続けていきたいというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 組織機構改革についてもこの中に当然入ってくるわけですので、よろしく取り組んでいただきたいと思います。

行政評価の本格運用、当然政策推進室が担っていくわけですが、これは前回の私の一般質問でも申し上げた記憶がありますが、政策推進室につきましては、重要な政策課題プロジェクトを抱えております。また、指定管理者制度の統括的な部署でもありまして、率直に言

って大変な事務量になってくると思われませんが、この点につきまして、室長はなかなか答弁しづらいと思いますので、事務方トップの副町長、このことについてひとつ答弁をいただきます。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 副町長、答弁します。

この課につきましては当分の間残しておきたいと。本来であれば、この課の、政策でなくて支所業務まで兼ねた中での係として残していけばいいのかなという考えもあります。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 最後の質問にさせていただきます。

支所の本庁舎建設後の有効活用でございます。町長の答弁にもありましたように、3月14日から農協が業務を開始します。大変県内でも初めてだと思いますし、全国的にも画期的な取り組みとして今後注目されると思います。これからうまく農協との連携を密に図っていただきたいものでございます。

それで、有効活用ですね。これは庁舎建設後の庁舎占有面積でございますが、農協、町、あるいは共用部分を除いた未定の部分、これ小野田支所で27.3%、宮崎支所にあっては41.8%も生ずるわけですが、その具体的な活用策を検討されていけば伺いたいと思います。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） お答えします。

具体的に相手方を指定した決定をしているのはJA加美よつばさんでございまして、ただ、大きな方向性として、これも町長が答弁したとおりでございまして、他の公共的団体、それと地域住民と直接かかわるような団体、それらの門戸を開放していきたいと。それから、方向性としては防災拠点、地区の後ろに大きな山岳地帯も抱えるものですからそういう可能性、そういうのを模索しながらこれも近いうちに検討していきたいということでございます。

何にしても、支所庁舎については合併協定の中で本庁集中方式。行政改革大綱の中で、これは本庁集中方式で支所を置きますよという形で、それが基本となっているところでございます。参考までになるかどうか分かりませんが、大崎市は総合支所方式という形ですべての課を総合支所に残したと。それを支所方式ということだと、窓口業務と相談業務を徹底強化しますよということでございますので、そういう方向になるかと思えます。それも大崎市なんかのものを見ますと、総合支所方式は当分の間ということで、合併の機能、それを有効に活用しながら総合支所でなく支所方式に直していくというような計画書なんかも出ているようでございますので、加美町もそういう方向で今進んでいるということですので、よろしくお願

たいと思います。（「終わります」の声あり）

○議長（一條 光君） 以上をもちまして8番吉岡博道君の一般質問は終了いたしました。

通告4番、10番一條 寛君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔10番 一條 寛君 登壇〕

○10番（一條 寛君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、3問について一般質問をさせていただきます。

初めに、小規模多機能型居宅介護事業について質問させていただきます。

平成18年4月の介護保険制度の改正により創設された地域密着型サービスの一つに小規模多機能型居宅介護があります。その介護の利用者にとってのメリットは、通いのサービスと訪問のサービスと宿泊のサービスを顔なじみの同じスタッフから受けられるということと、住みなれた地域で介護を受け続けることができることであります。このことによって、高い介護効果の報告もあるようであります。

さらに、現在、介護を必要とする高齢者のうち、認知障害を伴う方が予想を上回る勢いで増加しているとのことであります。認知障害の方々にとって急激な生活環境の変化は適切でないとされています。認知障害の方々にとって、住みなれた自宅にいて暮らし、なれ親しんだ地域で顔見知りの隣近所の人たちと変わらない人間関係を維持していくことが心身の衰えをおくらせることができると言われております。このような利点を持つ小規模多機能型居宅介護事業に我が町はどのように取り組まれるお考えか伺います。

次に、救急医療情報キットの配布について伺います。

救急医療情報キットは平成20年5月に東京港区で初めて導入されたもので、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、救急及び救急隊員等による迅速な支援が得られるように、キットの中の緊急シートに、かかりつけのお医者さんや持病、さらに親族の連絡先などの情報を記入し、さらに健康保険証の写し、診察券の写し、本人確認のための写真、薬剤情報提供の写しなどを専用の容器に入れて自宅の冷蔵庫に保管するものです。港区では「これで安心して暮らせませす。」といった声が寄せられているそうです。このキットは、経費が安く抑えられるので、災害時の対策の観点からも注目されております。現在、どんどん全国的にこのキットを配布する自治体が多くなっているように思います。我が町ではどのように考えておられるか伺います。

3点目に、霊園事業について伺います。

町営熊野霊園の墓地の残りがあとわずかになったと聞きます。人口が減少する中ではありま

すが、世帯数は余り減っていないのではないかと思います。さらに、今後も核家族化の進行で世帯数は余り減少することなく進むのではないかと思います。このような状況の中で墓地を必要とする方はますますふえるものと思われます。また、景気の低迷が続いており、葬儀やお墓にお金をかけたくない、またかけられないという方がふえているように思います。また、公営墓地は寺院墓地のような宗教上の制限もない上、比較的安いということもあり、公営墓地を求める傾向が強まっているように思います。そのような要望にこたえ、その役目を果たすのが公営の霊園と思います。また、ロッカー式の納骨堂はより安価な墓地の提供ということになると思います。

このような観点から町営霊園の拡張が必要と思いますが、町長の考えをお伺いいたします。以上です。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 一條 寛議員からのお尋ねにお答えを申し上げたいと思います。大きく三つございますので、順次お答えをさせていただきます。

まず、小規模多機能型居宅介護についてということで、ただいま御紹介がありましたような地域密着型サービスの一つとして新設されたというふうに伺っております。サービスの内容については、これも先ほど御紹介がありましたように、通いを中心に訪問、短期間の泊まりなどを組み合わせたものでございまして、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイの三つのサービスを一緒にできる事業所というふうに理解しているものでございます。これは利用者の制限等がございまして、指定基準というものが手元に資料としてあるんですが、事前登録者に限定をされるということ。登録者数は25人を上限としているようであります。また、地域密着型サービスであるために、原則として利用者、登録者は事業所と同一市町村に住む方に限定されるということのようでございます。

本町の地域密着型サービスにつきましては、第4期介護保険事業計画、これは21年度から23年度までの計画でございますが、日常生活圏域ごとに地域の現状を把握、分析しながら、サービス提供体制の確保と充実に努めることというふうに位置づけをいたしております。しかし、小規模多機能型居宅介護につきましては、我が町への事業者の参入がまだ見込まれていないということでございます。認知症対応型通所介護、訪問介護、短期入所生活介護を提供している事業者と連携を図りながら、サービスを必要としている人が適切に利用できるように努めていくということにいたしております。宮城県内にはこの事業所が19カ所あるということござ

いますけれども、大崎管内にはまだ1カ所もないという状況でございます。23年度に策定する第5期の介護保険事業計画、これは24年度から26年度までの3カ年の計画でございますが、これにおきましては、参入事業者の情報収集やサービス提供体制の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

御指摘がありましたとおり、これからのこのサービスというものは安心安全がより一層求められる、そういうものになっていくことでございますので、顔見知りの人にそういうサービスが受けられるというようなこと、地域を把握した実際に地域の事情がわかっている方にやっていただくということが一番望ましいことだというふうに思いますし、コミュニケーションもとれるという意味では非常に方向性はいいものだというふうに思いますけれども、実態的には今現在そういう状況でございますから、今後の計画を、全体として、一つの町に限らずその推移を見ながら前向きに検討させていただきたいというふうに思っております。

2番目の救急医療情報キットの配布についてということで、東京都港区で初めて導入されて、経費も安く、今後こういったものが伸びるのではないだろうかということでの取り組みの考え方はということの御質問をいただきました。

加美町において、地域包括支援センターにおきまして、この事業の包括的支援事業で民生委員の方々に御協力をいただきました。災害緊急時の安否の確認、医療との連携を図り、緊急時に適切な支援ができるように高齢者世帯の実態調査を実施しているところでございます。調査内容につきましては、高齢者対象名簿をもとにして各家庭を訪問して調査の趣旨を理解していただいた上で、災害時調査票に、病名、かかりつけ医、服薬している薬、緊急連絡先等を記入していただきまして、キット容器での保管はございませんけれども、災害時の緊急連絡先等記載票を作成をいたしております。これはことしの2月現在で1,417世帯に配布いたしております。

この災害時の緊急連絡先等記載票は、民生委員さんを通して各高齢者等の電話付近に張っていただき、緊急の際には早急に連絡ができるようにしているということでございます。また、記載票には担当の民生委員さんの名前と電話番号、地域包括支援センターの電話番号も記載しております。したがって、高齢者と民生委員、地域包括支援センター、医療機関の情報連携が図られて緊急時の支援に役立っているところでございます。

今後につきましては、これまでの民生委員さんと地区住民のつながりを大事にしてきました高齢者実態調査の利点を生かしながら、このキットの活用について、関係機関と協議をして検討してまいりたいというふうに思っております。要するに、冷蔵庫に入れて地震が来ても災害

に遭ってもわかるようにということの趣旨でございますが、我が町においても、電話、緊急時に連絡できる体制をつくっているということでございますから、さらにこの事案についても検討させていただきたいということでございます。

霊園事業についてのお尋ねがございました。この町営熊野霊園におきましては、現在、308区画のうち、利用許可区画数が299区画ということで、残り9区画ということでございます。人口異動による都市部の過密化、地方の過疎化と、これらによる核家族化の進展、さらには少子高齢化の進展と社会環境が大きく変化をしてきている中で、もちろん需要予測は数をつかみがたい状況にあります。言えることは、御指摘いただきましたように、人口は町としては減ってきてはいるんですが、世帯数は逆に少しふえている状況にあるという状況でございます、そういう意味からすれば墓地の需要というものはふえてくるのかなとは思いますが、まだ実態がよくつかめないところもございます。先ほど申し上げた299区画のうち、町外利用者が105区画と約35%を占めておりまして、近隣市町からの利用がふえてきている状況が見られるということでございまして、墓地の新設、拡張が近隣の墓地不足を補うということにならないように、生前に地域とのかかわりがなくまま死後だけのかかわりとならないよう配慮、考慮をしていく必要があるのではないだろうかという思いをいたしております。

熊野霊園に隣接する拡張等に要する用地は現在のところ確保しておりませんが、今後の墓地に関する動向、管理のあり方、墓地等を取り巻く社会環境の変化を踏まえまして、住民のニーズを十分検討した上で、墓地の拡張と、この要否を判断していかなければならないと思っております。現時点では、残り9区画の利用許可の満了、墓地利用者の安全、利便性に配慮した霊園の適正な維持管理を行っていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 小規模多機能型居宅介護については、我が町の介護計画の中に入っていないということで、また、参入の業者もないということで入れていなかったということでもありますけれども、今、町長からも県内で19カ所というお話がありました。今、開会中の県議会の一般質問の中で県知事は、市町村が国の交付金を活用してこの事業はできるということで市町村に促した結果、現在の19カ所から2011年度末までに17カ所が新設される見通しだという答弁をしたという報道がありました。当然我が町に計画がなかったのが県からそのような促しはなかったと思っておりますけれども、その辺、これから23年度に立てる計画、24年度からの3年間の中でこの事業を仮に計画した場合、この国の交付金を活用できるのかどうか。この辺、どうでし

ようか。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、お答えいたします。

初めにお断り申し上げますが、この小規模多機能型居宅介護に関しては現在の計画にのって  
おりません。ただ、利用者がいない……、施設がないわけですから利用者としてはゼロになって  
いるということです。ですけれども、そういう仕組みとしてあるものですから、24年度以降の  
3カ年間の計画で23年度中に検討してまいりたいという内容が我々の今のところの主張でござ  
います。

ただ、先ほど話に出ましたように、市町村でそういう独自の建設計画がないから県の方にの  
らないんだらうというのは全くそうだと思いますけれども、果たして県の方で、今度24年度か  
らの計画にうちの方がのつけた場合に県の交付金が得られるかどうかというのは、その時点じ  
ゃないとわかりませんので、平成23年度中に県と折衝しながら進めてまいりたい。ただ、この  
建物というか事業所については、いろいろ参入していないというのは参入しない理由もありそ  
うな形なんですね。ですから、その辺もちょっと考えながらやってまいりたいと思っております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 確かに参入しても、なかなか介護報酬も低く、また事業を立ち上げて  
なかなか事業者が利益が出るというか、仕事として建設費を回収できる見込みがなかなか難し  
いというような指摘も確かにあります。そんな中で、ですから、やっているところは介護度の  
高い方を登録していただかないとなかなか難しいという点もあるみたいですね。その辺を解消す  
るために、今グループホームをやっている方に併設という形で人員の異動ができるという、介  
護職員の融通をきかせることによって事業費を安くして、利益というか、うまく事業を展開で  
きるというようなことも言われています。厚生労働省もそのような職員を事業者間で行き来で  
きるようにするというような話もありますけれども、その辺は今グループホーム等をやってい  
る各業者に情報提供されているかどうか。この辺はいかがですか。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） そういった情報が、そういう現在やっていない事業所に町とし  
て情報提供というのはしておりません。ただ、これはもう既に18年の4月にできたいわゆる介  
護施設、小規模なんですけれども、介護施設でございます。ですから、先ほど町長の話にあり  
ましたように、県内では19カ所設置されているというのはそういうことだと思います。

ただ、我々が心配しているのは、これはいわゆる多機能ということで非常に便利でして、例えばそこにケアを受ける人が、片方はショートステイを受ける担当はこの人だった、こっち側の事業所ではこの人だったということがなくて、一貫したものが1カ所ですべて受けられるということですから非常に便利な機能を持っているんだと思います。ただ、それによって、ここに登録しますと、25人以下ということですから小規模なんですけれども、ここに登録しますとほかのサービスが受けられないなんていうような形も聞いているものですから、それで、現在やっている事業所の事業とこの小規模多機能の方の事業とのオーバーラップがどういうふうな形になるかというのは、今議員さんがおっしゃられたように、事業所の中でかなり吟味しないと難しいのかなど。

ですから、23年度はそういった情報収集をしながら24年度以降の計画に組み入れてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） なかなかこの事業が進まないのも今課長が答弁されたように、他の業者との関係もあって進まないということも指摘もされているようであります。こんな難しい部分もあるんですけれども、ただ、県も今回特別養護老人ホームを2,000床ぐらいふやすという計画も立てておられるみたいですが、特別養護老人ホームでも今ユニット型ですと、なかなか所得の低い方、家族が所得が少なかったりすると入れないという、経済的にそういう状況もあつたりすると思うんですね。多機能だと、ずっと入りっ放しじゃないという。泊まりは9人が限定という。それもずっと入りっ放しはできないみたいな仕組みのようであります。

そこで、経済的なことを考えて、今、特養で平成17年10月からは部屋代と食事代が自己負担という形になってはいますが、今現在の特養でのこの辺の部屋代と食事代はどのくらいになっているか御存じでしょうか。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 現在資料を持っていませんので、ちょっと調べて、後で御報告いたします。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） いろいろ難しい部分もありますけれども、この地域密着型介護ということで、今、介護保険制度が始まって家族介護から社会全体で介護をするという仕組みになってきたわけですが、それはいい部分もあるわけですが、ただ、昔ながらの地域で扶助し合うという関係が壊れてきているという、こういうことも言われていますので、この点を補うと



いう部分もありますし、また、在宅しながら施設にいると同じような利用もできるということです。施設介護と在宅介護の両方の利点を取り入れ欠点を除いたという部分ではかなりいいのかなど。今、答弁の中でも、この利点についてはかなり評価といたしますか、認めておられますので、この辺、何とか23年度の改正の中で24年度以降に我が町でも取り組まれるようお願いというか、思いますが、もう一度お願いします。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、お答えいたします。

せっかくいい制度で、私も客観的に考えるといいなと思うんですけども、なかなか参入事業者がないというのは、やっぱりそういった理由が何か我々が単純に表面からうかがい知れないものがあるというふうな形で思っております。それで、聞いているのは、いわゆるこれは定額制だと。月に幾らというふうに決まっていてそれを払えばいいんだと。それは、ある平均的なサービスに対してその料金が決まっていて、その本人がさらにそれを超えて回数の増というような状況になったときに、定額制ですから、負担分についてはその設置事業者が持たなければいけないというような理由もあるらしいというふうに聞いております。ですから、そういった理由もあって、その辺が今後どのように改善されていくのかというようなことでこの利用状況が決まるのではないかとというふうに思っております。

それから、先ほど居住費と食費についてのお尋ねでした。居住費については、青風園の場合ですと1日320円。1日でございます。食費は1日分で1,380円だそうです。以上です。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） この小規模多機能につきましては、国の方に対してもこの介護報酬の見直しの中で介護報酬を上げていただくような形での要望等も町の方からもしていただければと思います。

次に、救急医療情報キットについて少し伺います。

現在、町で民生委員さんを中心に高齢者の方のいろいろな実態調査の票を取りまとめて、電話帳の近くに置いておくようにという形でいろいろ進めているということでもありますので、簡単に言うと、今集めている票を、ビニールの筒といたしますか、容器に入れて冷蔵庫に入れておくという。そして玄関にこのキットがありますよという表示と冷蔵庫にもキットがあるという表示をしておくというものみたいであります。なぜ冷蔵庫かという、どこにでもあるし、どここの家もどこにあるかははっきりしている。大体台所にあるという形でしているからということだそうです。このことは、あと消防署ですね。救急隊員がわかっていないと意味がないの

で消防署との連携、またお医者さんとの連携等も必要にはなるんだと思うんですけども、詳しい費用はわかりませんが、1セット300円ぐらいというお話もありますし、そう高いものではないみたいであります。この前の河北新聞には気仙沼市が敬老祝い金を減額してそれに充てるという報道がありましたけれども、なかなかこれは……、こういうことをあれすとあれですけども、1セット300円ぐらいですからそれほど財源がかかるとは思えないんですけども、いろいろなことを含めて、財政のことも含めてかなり早急というか、早い段階でこれできるのではないかなど。全国的にはかなり急ピッチで進んでいるようにも思いますけれども、再度お願いします。

○議長（一條 光君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（高橋ちえ子君） 地域包括支援センター、お答えいたします。

現在行われております高齢者実態調査を民生委員の方々に御協力をいただいております、今年度ですと、平成22年の4月1日現在の高齢者の世帯数は、特別養護老人ホームを除きますと1,360世帯、2,081人を調査しております。そのうち、高齢者の方々は1,332世帯で2,037人でございます。それから、その他と申しまして障害者の方、それから日中独居老人の方、それから民生委員さんが回ってそれで気にかかっている方、その方々が85世帯で96人ございます。合わせますと、先ほど町長申しましたように1,417世帯で2,143人というふうになっております。

先ほど議員さんの方からお話がありましたように、そのものの情報をキットに入れて保管しておくということはとても有効だと思います。ただ、最新の情報を、高齢者の方々ですので、その中に書いておられるかどうかということが常日ごろ気にかかるところでございますので、それらの方を対処して取り組んでいきたいと思っております。

また、この活用につきましては、警察署の方と、それから医療機関、それから民生委員、それから私の方、それから消防署の方にも御連絡をしておりますので、活用させていただいております。以上です。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 情報等についてやっぱり1年に1回ぐらいずつ更新をきちっとしていく。

また、この辺の書き方とか、いろいろな形で丁寧にお話し合いをしていかないといけないのではないかと思います。よろしくそういう方向でお願いしたいと思っております。

次に、霊園についてでありますけれども、308基あって、今299基が販売といいますか、利用許可を出したということで、残り9という。いつからこの霊園事業は始まり、何年でこれだけ消化されたのかということをお伺いします。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（畠山和幸君） 町民課長、お答えします。

昭和53年、中新田町時代からの施行でございます。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 約30数年かかったということでしょうか。35年ぐらいかかっている。

今、大体最近の年間の申し込みといいますか、どのくらいずつおありでしょうか。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（畠山和幸君） 町民課長、お答えします。

過去3年間の実績でもって申し上げますと、平成20年度で16件、21年度で10件、22年度の13件、合わせまして3年間で39件ということで、平均しますと大体13件ぐらいの許可を与えているような状況でありまして、そのうち、町外からの利用者が約44%を占めている状況にあります。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） これから拡張するとなった場合、すると決めて用地買収し、実際供給されるまで大体何年ぐらいかかると考えておられますか。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（畠山和幸君） 町民課長、お答えします。

私といたしましては、私の考えというか、残り9件の利用許可の満了にまず最善を尽くしたいなということを考えております。そして墓地を取り巻く情勢等、大崎管内におきましても各市や町で独自に設置している霊園、墓地等があるわけでございますけれども、それらの動向を見きわめながら、各町が本当に必要なのか、必要であればいつごろなのか、そのような判断の参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 現在の墓地は1区画12万円ということでありますね。これから拡張すると、今後拡張した部分は恐らく高くなると思うんですね。35年前の土地の値段とかいろいろなことを考えての12万円だったと思いますので、これからやると恐らく高くなるのではないかと思います。残り9区画は現在価格で売却し、仮にやると仮定した場合ですけれども、新しいところは高くするとかという形の中で、古いのと新しいのを併用しながらでも可能なのではないかなど。全部売り切ってから次の計画をするというのではなくて、早め早めにやられたらいいのではないかなど。大崎市は今50何件待っているという状況で、かなり墓地を待っているとい

う方が大崎市についてはあると。大崎市は4カ所霊園を持っているわけですが、古川だとは思いますが、そんな状況もありますので、これは完全になくなって、次が計画できるまで何年という期間があってしまうと、その間、必要な方はどうすればいいのかということになると思うので、この辺のそういう弾力的な取り組みというのはできないものではないでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） まず、我が町でここ1カ所なわけですね。公営、町でという墓地は。その当時の事情もあったことだろうというふうに思います。これからこれを、じゃ言うなれば企業体として町がやっていくということがその経営的な問題と、開発もして拡張していくという場合にいろいろな検討をすることが出てくるのかなと、今、議論をしながらそんなことも思っております。そうしますと、あそこを想定しますと、なお、また隣接する土地の問題が出てくると。こういったことが可能かどうかということ。まず、今の現状ではそこまでの考えに至っていないということでございます。早くやった方がもうかるよということであればどこでもそういう仕事を始めていてもよさそうなものでございますけれども、今の段階ではその9区画を完売するまでということの基本的な考えでございます。

いろいろ要望が出てくると予想もされますが、そのときに考えなければならない。また、町外からの希望者が多いということは、これは何を意味しているのかなという思いもいたすわけです。確かに既存のお寺さんの場合ですと、ないところはないと思います。募集しているところも随分あるんだろうと思いますけれども、そういったものの価格の問題があるだろうというふうに思いますし、また宗派、お寺さんとの兼ね合いのこともあるのかなと想像したりするわけですが、いずれにしてもこういったことは少し慎重に考えざるを得ないのかなと、今の段階ではそういうふうに思っております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） ちょっとくどいようですが、霊園事業としては町は決して赤字にはなっていないですね。この辺、どうでしょうか。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（畠山和幸君） 22年度の当初の予算では、繰り越し大体570万円ほど計上しております。

○議長（一條 光君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 財政でやる問題ではないと思いますけれども、いろいろ財政で負担にならないのであれば、そして町民ニーズがあり、町民サービスという観点の中で、恐らく町外か

ら多いということは、都市部も含めてやっぱり全体的に墓園が、都会は用地を確保するのなかなか難しいとかというそういう状況もあってこちらに流れてきている部分もあるのかもわからないですけども、どうしても町外を認めないということもなかなか難しいのかもわからないですけども、いろいろな角度から検討していただくことを要望し、終わります。どうもありがとうございました。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして10番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

本日はこれで延会といたします。